平成二十五年法務省令第二十号

請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申

に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令を次のように定める。
さ、大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第百三十一条第二項第五号及び第百五十条の規定に基づ産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第百三十一条第二項第五号及び第百五十条の規定に基づ大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の施行に伴い、並びに不動

(大規模災害からの復興に関する法律に係る筆界特定申請情報の特例等)

か、次に掲げる情報を法務局又は地方法務局に提供しなければならない。第二条 前条に規定する場合においては、不動産登記規則第二百九条第一項各号に掲げるもののほ

- 興整備事業をいう。次号において同じ。)の実施主体であることを証する情報 申請人が復興整備事業 (大規模災害からの復興に関する法律第三十六条第一項に規定する復
- 情報部又は一部が復興整備事業の実施区域として定められた土地の区域内に所在することを証する部又は一部が復興整備事業の実施区域として定められた土地の区域内に所在することを証する対象土地(不動産登記法第百二十三条第三号に規定する対象土地をいう。以下同じ。)の全
- いてはその所在が判明しないことを証する申請人が作成した情報)地の所有権登記名義人等のうちにその所在が判明しない者がある場合にあっては、その者につ義人等をいう。以下同じ。)の承諾を証する当該所有権登記名義人等が作成した情報(対象土一 対象土地の所有権登記名義人等(不動産登記法第百二十三条第五号に規定する所有権登記名
- (東日本大震災復興特別区域法に係る筆界特定申請情報の特例等)4 前項第三号に規定する情報を記載した書面には、その作成者が記名しなければならない。

ま三条 前二条の規定は、東日本大震災復興特別区域法第七十三条第一項」と読み替えるものとする。 とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法第七十三条第一項」別する法律第三十六条第一項」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法第十三年法模災害からの復興にいて準用する。この場合において、第一条及び第二条第一項第一号中「大規模災害からの復興に一三条第一項の規定により同項に規定する復興整備事業の実施主体が申請する筆界特定の手続につ第三条 前二条の規定は、東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第七十

門 則 抄

(施行期日)

則 (令和二年九月一五日法務省令第四八号)

(令和二年九月二十九日)から施行する。 この省令は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日

則 (令和三年三月二九日法務省令第一四号)

(施行期日)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に十七条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)並びに第二条の規定による改正後の七項の申出については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第二百十一条及び第二百四2 この省令の施行前にされた筆界特定の申請並びに不動産登記規則第二百四十七条第一項及び第

む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令第二条第二項(第三条において準用する場合を含係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令第二条第二項(第三条において)